IMDS入力ガイドライン

Ver. 4.00

2026年10月

株式会社ジェイテクト

1. はじめに

（1）JB1129A遵守のお願い ····· 1

（2）IMDSの概要 ····· 1

（3）**IMDS入力依頼および、担当者変更時のお願い** ····· 1

2. IMDS入力の流れ ····· 2

3. IMDSデータシート入力

（1）遵守事項 ····· 3

（2）材料データの作成 ····· 3

（3）部品データの作成 ····· 5

（4）材料データの追加構成 ····· 6

（5）その他ジェイテクト要求と注意事項 ····· 6

4. データ確認 ····· 8

5. ヘルプ

（1）FAQ ····· 9

（2）お問い合わせ先 ····· 9

制定･改訂履歴 ····· 10

1. はじめに

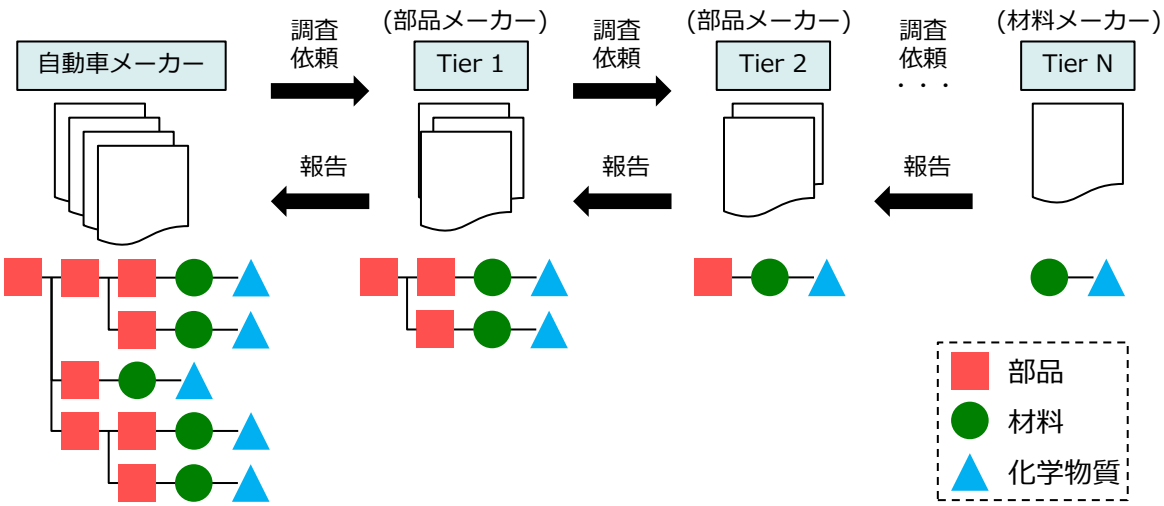
（1）JB1129A遵守のお願い

ジェイテクトでは、技術規格「JB1129A（製品含有化学物質の使用に関する制限）」により、当社製品を構成する部品、原料、材料（資材、副資材を含む）および製造工程で使用する材料に関する使用制限・申告要求を定めています。IMDSルールに基づく登録に加え、最新のJB1129Aで規定する使用制限物質および申告対象物質についても、IMDSデータ上に併せて登録してください。

（2）IMDSの概要

自動車メーカーは、環境保護を目的とした各種法規制への対応、ならびに車両認証取得申請のため、自社製品の材料、化学物質、質量等の正しい情報を把握しておかなければなりません。そこで欧州自動車メーカーによって開発された自動車産業向けの材料データ収集システムがIMDS（International Material Data System）です。

IMDSでは以下のようにサプライチェーンを遡って化学物質データを収集します。登録したデータに間違いがある場合、法規違反や認証違反に繋がりかねないため、必ず正しい情報を登録しなければなりません。



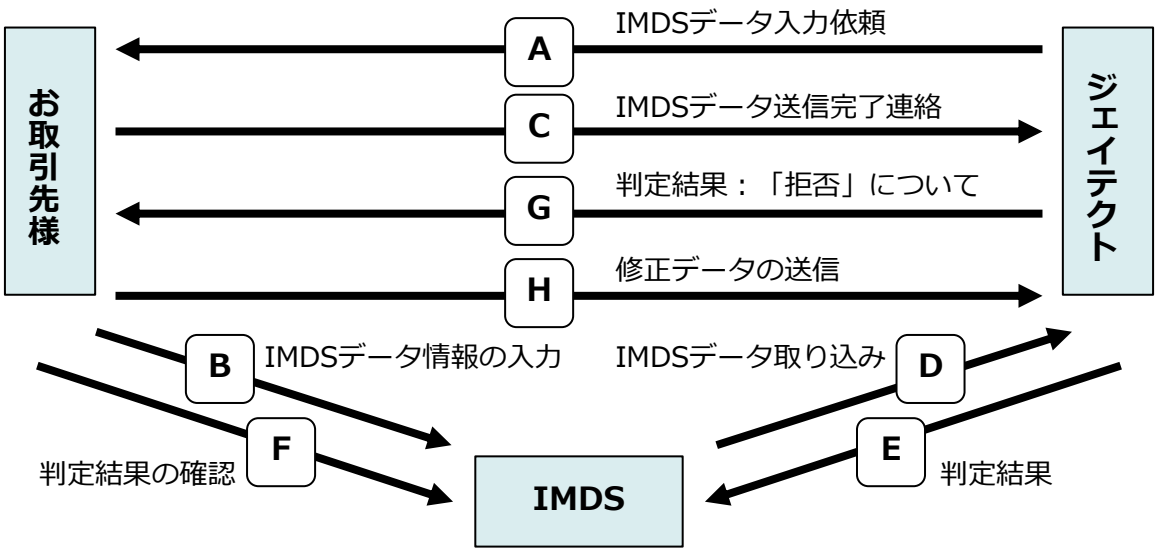
（3）IMDS入力依頼及び、担当者変更時のお願い

弊社へご登録頂いておりますIMDSご担当者様宛へ，IMDSの入力依頼をメールにてご連絡させて頂きます。
ご確認の上、IMDS入力をお願いいたします。

なお，仕入先様のIMDSご担当者様に変更が生じた場合は、変更後のご担当者様の氏名および連絡先を下記代表メールアドレスまでご連絡ください。

代表メールアドレス：chemical_manage_purchasing@jtekt.co.jp

2. IMDS入力の流れ



A. IMDSデータ入力依頼（ジェイテクト⇒お取引先様へ）

IMDS入力依頼は、ジェイテクトへ登録いただいている「IMDS窓口担当者様」へメールにて行います。

B. IMDSデータ情報の入力（お取引先様）

「3. IMDSデータシート入力」に示す要領およびIMDSルールに従い、製品を構成する材料・化学物質情報を適切に登録してください。

また、ジェイテクト技術規格JB1129Aで規定する使用制限物質および申告対象物質は、ワイルドカードに含めず、IMDSデータに併せて登録してください。

登録したIMDSデータはジェイテクト（企業ID：7653）へ送信をお願いします。

C. IMDSデータ送信完了連絡（お取引先様⇒ジェイテクトへ）

IMDSデータの送信が完了しましたら、ジェイテクトからの依頼メールへの全返信にて、送信IDを連絡してください。

D. IMDSデータ取り込み（ジェイテクト）

IMDSに入力いただいた材料データ･部品データのステータスは「未開封」⇒「開封」⇒「承認」または「拒否」の順で変更されます。「開封」になるとお取引先様では送信データの修正や送信の取り消しが出来なくなります。

E. 判定結果：「承認」または「拒否」について（ジェイテクト）

送信いただいたIMDSデータはジェイテクトのデータ確認者が「承認」または「拒否」の判定をし、判定後はIMDS上にその結果が反映されます。

F. 判定結果の確認（お取引先様）

送信いただいたIMDSデータに対する判定結果を、必ずIMDS上で確認してください。

G. 判定結果：「拒否」について（ジェイテクト）

ジェイテクトのデータ確認者により拒否と判定されたデータはIMDSデータを拒否し、送信IDをご連絡いただいたメールへの返信にて連絡いたします。内容をご確認の上、修正･再送信をお願いします。

H. 修正データの送信（お取引先様）

修正データの送信が完了しましたら、拒否の旨を連絡したメールへの全返信にてご連絡をお願いします。

3. IMDSデータシート入力

（1）遵守事項

本ガイドラインではジェイテクトがお取引先様へお願いするIMDSデータシート入力ルールをまとめています。こちらに記載のない事項は、IMDSレコメンデーション001とIMDSユーザーマニュアルに従ってください。

・IMDSレコメンデーション001
https://www.mdsystem.com →ログイン→ヘルプ→レコメンデーション

・IMDSユーザーマニュアル
https://www.mdsystem.com →ログイン→ヘルプ→オンラインユーザーマニュアル

また、送信前にはIMDS上でエラーチェックを実施し、エラー･警告のない状態でデータを送信ください。ただし何らかの事情により警告ありの状態での送信が必要な場合、事前にジェイテクトへご相談ください.

（2）材料データの作成

構成情報･送信先情報はそれぞれ下表に従って入力してください。

＜入力要否に関する注意事項＞
入力要否で「必須」となっている項目は、IMDSレコメンデーション上では必須ではありませんが、ジェイテクト独自で必須としています。必ず入力をお願い致します。

(2)-1. 構成情報

	入力項目	入力要否	入力方法
1	名称	必須	公的材料規格（JIS、ISO等）で規定された名称がある場合は必ず公的名称を登録してください。上記が使用できない場合は、材料種別が特定可能な具体的名称を入力してください。 （例：Carbon steel，PA66 etc.） ※材料種別が特定できない名称や商品名のみの名称は使用しないでください。
2	商品名	任意	材料の商品名などの入力にご使用ください。
3	社内材料コード	任意	貴社で定義する材料コードなどの入力にご使用ください。
4	量産準備初期段階の「事前申告」データシート	必須	チェックを外してください。
5	標準材料コード	必須	金属材料（材料分類：1～4）の場合入力可能です。公的材料規格で定義されている金属材料番号を入力してください。
6	材料記号	必須	樹脂材料（材料分類：5、6）で入力可能です。ISO1043等の公的材料規格に基づく材料記号（例：PA66-GF25，POM etc.）を入力してください。
7	材料分類	必須	検索メニューから選択してください。

	入力項目	入力要否	入力方法
8	公的材料規格	必須 （適合する公的材料規格がある場合）	材料が適合するJIS、ISO等の公的材料規格コードを入力してください。 公的材料規格が存在しない材料については入力不要です。 <注意事項> 公的材料規格にOEM規格を入力した場合、ジェイテクト側では規格情報が確認できない場合があります。OEM規格を登録した際はその旨をご連絡ください。
9	材料メーカー	任意	材料のメーカー名を入力してください。
10	備考	任意	貴社の必要に応じてご使用ください。

(2)-2.　送信先情報

	入力項目	入力要否	入力方法
1	企業	必須	以下の宛先を検索し、設定してください。 企業名：JTEKT Corporation 企業ID：7653
2	サプライヤーコード	必須	依頼時に添付のcsvファイル「#仕入先コード」の内容を入力してください。
3	名称	必須	依頼時に添付のcsvファイル「品目名」の内容を入力してください。
4	社内材料コード	必須	依頼時に添付のcsvファイル「#品目番号」の内容を入力してください。
5	転送許可	必須	チェックを入れてください。 転送許可が出来ない場合は，事前にその旨ご連絡ください.

（3）部品データの作成

構成情報･送信先情報はそれぞれ下表に従って入力してください。
図面の部品構成に則って、コンポーネントとセミコンポーネントで作成してください。ただし最上位ノードとなる親部品には、セミコンポーネントではなく必ずコンポーネントを使用してください。



＜入力要否に関する注意事項＞
入力要否で「必須」となっている項目は、IMDSレコメンデーション上では必須ではありませんが、　ジェイテクト独自で必須としています。必ず入力をお願い致します。

(3)-1.　構成情報

	入力項目	入力要否	入力方法
1	部品名称	必須	貴社またはジェイテクトの部品名称を入力してください。
2	部品番号	必須	貴社またはジェイテクトの部品番号を入力してください。
3	量産準備初期段階の「事前申告」データシート	必須	チェックを外してください。
4	部品質量	必須	最上位ノードとなる親部品の質量は、下位品目からの積上げ値としてください。

(3)-2.　送信先情報

	入力項目	入力要否	入力方法
1	企業	必須	以下の宛先を検索し、設定してください。 企業名：JTEKT Corporation 企業ID：7653
2	サプライヤーコード	必須	依頼時に添付のcsvファイル「#仕入先コード」の内容を入力してください。
3	名称	必須	依頼時に添付のcsvファイル「品目名」の内容を入力してください。
4	部品番号	必須	依頼時に添付のcsvファイル「#品目番号」の内容を入力してください。 （マイナー符号は入力不要）
5	旧式スペアパーツ	必須	チェックを外してください。
6	転送許可	必須	チェックを入れてください。 転送許可が出来ない場合は，事前にその旨ご連絡ください.

（4）材料データの追加構成

＜入力要否に関する注意事項＞
入力要否で「必須」となっている項目は、IMDSレコメンデーション上では必須ではありませんが、ジェイテクト独自で必須としています。必ず入力をお願い致します。

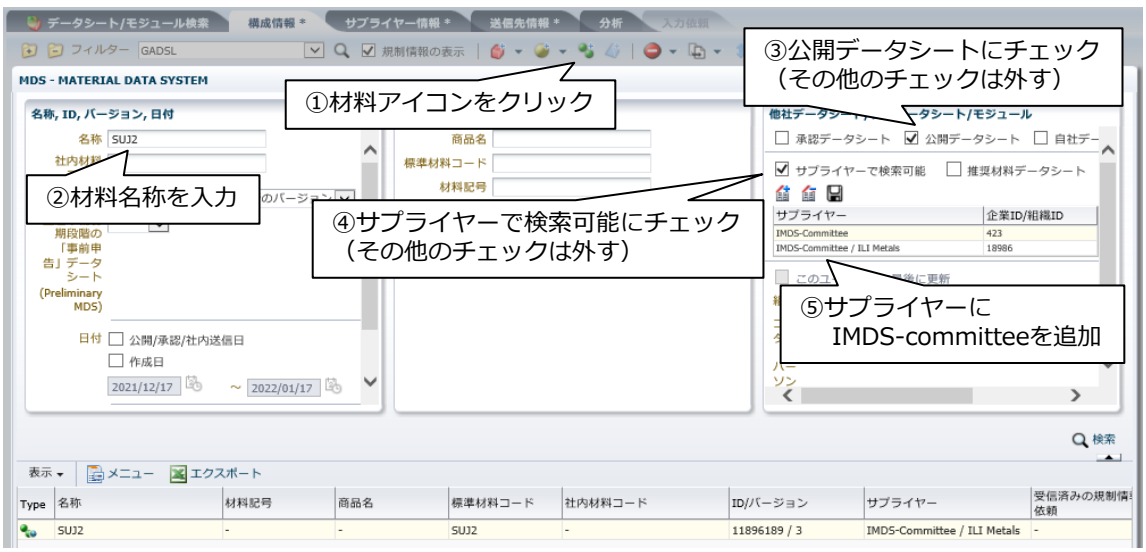
(4)-1.　材料データを部品データに追加した際の入力要領を下表に示します。

	入力項目	入力要否	入力方法
1	アプリケーション	必須	材料データシートに含まれている化学物質がアプリケーションコードに関連するものである場合、実際の用途を反映した正確なコードを選択してください。
2	リサイクル情報	必須	リサイクル材の使用有無を回答してください。 リサイクル材を使用している場合、以下の割合を入力してください。 ・製造工程内リサイクル材 （プレコンシューマリサイクル材料） ・市場回収リサイクル材 （ポストコンシューマリサイクル材料）
3	樹脂・ゴム製部品への材質表示	必須	図面要求通りに材質表示が行われている ⇒「はい」を選択してください。 図面要求通りの材質表示が行われていない ⇒「いいえ」を選択してください。 質量要件により材質表示を行う必要がない ⇒「該当しない」を選択してください。

（5）その他ジェイテクト要求と注意事項

(5)-1.　ジェイテクトより依頼のあった品番のIMDSデータを過去に送信している場合、内容アップデートの際は新規IDを取得するのではなく、過去送信IDのバージョンアップにてご対応ください。

(5)-2.　公的材料規格に適合する材料を登録する場合は、IMDS-Committee作成の公開データを使用してください。
下図にIMDS-Committee作成の公開データの検索方法を示します。



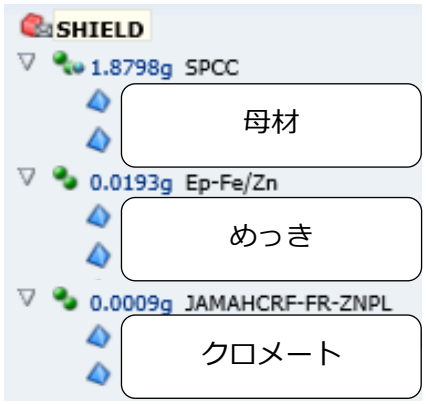
(5)-3. プロセスケミカルは最終製品に残留するかどうかをご確認いただき，残留する場合は「意図的使用」「反応残留物」「不純物」から存在形態を選択してください。
また、残留しない場合は該当する化学物質データを削除してください。
（IMDSレコメンデーション001 規則4.4.1.B、4.4.1.C 参照）

(5)-4. 単一組成からなるポリマー材料（樹脂･ゴム･塗料･接着剤等）のIMDSデータを送信する場合は事前にデータに間違いがないか確認し、そのエビデンスを入手してください。（OEMよりエビデンスを要求されるケースが多々あるため）

(5)-5. 組み付けグリース･トルク安定剤･接着剤･識別ペイント･めっき等も含め、
最終製品に残留する材料・副資材・表面処理は図面記載有無にかかわらず、
全てIMDSへ入力してください。

(5)-6. ワイルドカードの取扱い
ワイルドカードの合計値は10%を超えないでください。
（IMDSレコメンデーション001 規則4.5.2C、4.5.3.B、4.5.3.E 参照）
JB1129Aで規定する使用制限物質および申告対象物質は、IMDS上の開示閾値未満である場合でも、ワイルドカードに含めず登録してください。

(5)-7. めっきやクロメートを単一材料として入力したり、母材のワイルドカード中に被膜等を含めてデータを作成したりせず、均質材料毎に材料データを作成してください。



これらを1つの材料として登録したり、母材中に含めることはできません。
左図のようにそれぞれで材料データを作成してください。

(5)-8. JB1129A対象物質の入力
JB1129Aで規定する使用制限物質および申告対象物質は、物質名・含有率・含有目的等を確認し、IMDSデータ上で個別に登録してください。
含有率は、基本的に保証可能な範囲値［%］で入力してください。
範囲値での入力が困難な場合は、保証可能な最大値［%］を入力してください。
入力値は、JB1129Aに記載された閾値の有効桁数と同じ桁数以上としてください。（例：規制値 0.30　登録値 0.10～0.29）
注意：JB1129Aの閾値が0 wt%の場合は、有効桁数にかかわらず保証可能な数値を入力してください。

4. データ確認

「2. IMDS入力の流れ」に示すとおり、ジェイテクトでは送信いただいたIMDSデータの内容を確認し、IMDS上での「承認」または「拒否」の判定を行います。

拒否となった場合は、メールにて修正内容を連絡いたしますので、内容をご確認の上、対応をお願いします。

5. ヘルプ

（1）FAQ

No.	質問	回答
1	部品番号のマイナー符号は入力必要ですか？	送信先情報の部品番号にはマイナー符号は入力不要です。依頼に添付のcsvファイル通りに入力してください。
2	既に回答した品番の調査依頼を受領しましたが、再送信が必要ですか？	構成･材料･成分情報に変更が無いかご確認いただき、変更ある場合は最新のデータで再送、変更ない場合はその旨をご連絡ください。
3	プロセスケミカルはIMDSへ登録できますか？	最終製品に残留する場合のみIMDSへ登録してください。残留しない場合は登録不要です。残留する場合は存在形態（意図的使用・反応残留物・不純物）の中から該当するものを選択してください。
4	トルク安定剤･接着剤･ペイント等も入力が必要ですか？	最終製品に残留する材料・副資材・表面処理は、図面記載有無にかかわらず全て入力してください。
5	化学物質の入力で、残部にワイルドカードを使用しても良いですか？	ワイルドカードの合計値が10%を超えなければ使用可能です。ただし、JB1129Aで規定する使用制限物質および申告対象物質は、IMDS上の開示閾値未満である場合でも、ワイルドカードに含めず登録してください。
6	めっきや塗装などの表面処理はどのように入力したら良いですか？	母材と皮膜に分けて、均質材料毎に材料データを作成してください。
7	依頼時のメール本文にcsvファイルの内容と異なる部品名称が記載されている場合、どちらを入力したら良いですか？	メール本文に記載の部品名称を入力してください。
8	有機スズ化合物中のスズの規制対象の考え方や含有率の算出方法が分かりません。	成形品全体または部品に含有する金属スズの含有率が0.1%を超える場合に規制対象となります。含有率の算出方法は**こちら**をご参照ください。(URLは下記) https://public.mdsystem.com/documents/10906/17094/faq_organo_tin_compounds_ja.pdf

（2）本ガイドラインに関する問い合わせ先

お問合せは**こちら**から。　[e-mail] inquiry_imds_guideline@jtekt.co.jp

【ご注意ください】
上記問合せ先は、本ガイドラインの内容に関する問合せ専用です。
当社から取引先様に依頼させて頂いたIMDS入力データに関する問合せは
当社からの依頼メールに返信願います。
その際、依頼メールの宛先（TO,CC）は変更しないようお願いいたします。

制定・改訂履歴

更新	Ver.	日付	改訂内容	詳細
1	1.00	2022/02	初版	
2	2.00	2022/06	エラーコード修正	・不足情報追加、誤記訂正
3	3.00	2023/09	コメント修正、追記	・P3　材料データの作成　他 入力要否に関する注意事項追記 ・P5(3)部品データの作成 (3)-2.送信先情報 4 部品番号 マイナ符号対応追記 ・P7　(5)-8 ジェイテクト管理ランク１ 化学物質の含有率　記載方法変更
4	4.00	2026/10	入力ルール改訂	・IMDSルールとJB1129A追加要求の位置づけ明確化 ・IMDS担当者変更時の連絡先（代表メールアドレス）を追記 ・IMDS未対応取引先に関する記載削除 ・名称入力ルール見直し ・公的材料規格入力ルール見直し ・最終製品に残留する材料の入力ルール見直し ・プロセスケミカルに関する説明追加 ・ワイルドカードの取扱いを独立項目化 ・エラーコード表削除 ・FAQ更新